

午前十時開議

○桜井純子委員長 ただいまから文教常任委員会を開会いたします。

---

○桜井純子委員長 本日は、請願審査等を行います。

それでは、1請願審査に入ります。

○令七・一八号「世田谷区内の小・中学校における『いじめ』をなくす取り組みに関する陳情」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○赤司副参事 それでは、令七・一八号「世田谷区内の小・中学校における『いじめ』をなくす取り組みに関する陳情」について御説明いたします。

まず初めに、陳情の趣旨及び理由でございます。本陳情では、いじめは重大な問題行動であり、また重大な人権侵害であり、絶対にやってはいけないこととし、道徳教育を平成二十九年度から小学校で、平成三十年度からは中学校で実施しているにもかかわらず、いじめの認知件数が増えており、政府はいじめを減らす方法を十分に理解していないとしています。

さらに、生徒がいじめをする一番の原因是、家庭において道徳教育が十分に行われていないからであり、家庭における道徳教育を充実させることが重要であるとし、いじめをなくすために国や自治体にできることはほとんどないとしています。また、主役は地域住民であり、ほとんどの人が自分が住んでいる地域でどれくらいいじめが起きているのかを知る方法がなく、その結果、いじめを意識する機会がなく、それをなくす努力もすることがないとしています。

そこで、一点目、世田谷区内の小中学校における月間、年間のいじめの認知件数の区ホームページでの公開、二点目、その数値から数値目標を設定し、区ホームページで公開して地域住民と共有することで多くの人がいじめを今よりも身近なこと、自分事として捉えるようになり、三点目、地域住民と協力して、その目標を達成する努力をすることを求めるものであります。

では、次に、陳情に対する教育委員会の見解について御説明いたします。まず教育委員会として、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、または心

身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、学校における最重要課題の一つであるとともに、絶対に許されないものであると認識し、これまで各施策を実施してまいりました。また、同時に、文部科学省の指針では、いじめはどの学校でも起こり得るものであり、件数が少ないとことのみをもって問題なしとするには早計であるとされているため、教育委員会では、いじめを軽微な段階から認知し、早期に対応することを重視しております。

近年、全国的にいじめの認知件数は増加傾向にありますが、これは学校現場でいじめを早期に発見し、対応する意識が高まっていることの表れと考えております。これにより、初期段階で適切な対応がなされていれば防げるケースが増えており、このことからも軽微な段階で認知し、迅速に対応することの重要性は明らかです。

次に、陳情で求められている区内のいじめ認知件数の公表について申し上げます。世田谷区における年間のいじめ認知件数等は、文部科学省が毎年実施する児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査により把握しております。この調査は、同省が公表する情報以外は市区町村教育委員会や学校で公開しないことが示されており、本区もこの方針に基づき積極的な数値公開は控えてまいりました。

いじめの定義はこの間度々修正され、現在は、いじめ防止対策推進法に基づき、心理的または物理的な影響を与える行為で、対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものとされ、社会通念上のいじめより極めて広い範囲を対象としております。このため、早期発見、早期対応を促す仕組みとなっており、認知件数は増加することを予想しております。

自治体ごとの件数を公表すれば、いじめが増えているだけという誤解が生じ、本来の目的が正しく伝わらない危惧があると考えてまいりました。一方で、この間、議会から公開すべきとの御指摘もあり、質問いただいた場合には答弁の中で可能な限り数値をお示ししてまいりました。二十三区の状況としましては、積極的に公開している区が一区、議会や教育委員会の報告を通じて間接的に公開されている区が十六区、本区と同様に公開を控えている区が六区となっております。

現状として、世田谷区のいじめ認知件数は増加傾向にあり、特にこの二年間の増加は顕著です。この背景には、教育委員会が認知件数が低い学校に対し、内容を詳細に聞き取り、国や都の基準に合わせて認知の幅を広げるよう指導したことがあります。その結果、教員がいじめの定義を正しく理解し、早期発見、早期対応の視点を持ち、対応する体制が整ってきたと認識しております。

今後は、九月に本委員会で御報告させていただいたいじめに関する条例の制定を見据え、数字の意味が誤って伝わることがないよう、議会をはじめ、条例制定に向けた議論を進める中で公開の在り方を検討してまいります。

最後に、家庭、地域との連携について申し上げます。いじめ防止の取組は、学校だけではなく、家庭や地域との協働が不可欠です。本区は学校と地域が密接な関係にあり、これまでも地域の方々による見守りや声かけの御協力を得ながら、地域全体で子どもを育てる姿勢で取組を進めてまいりました。

教育委員会では、保護者に対して、学校ホームページや年度当初の保護者会を通じて学校いじめ防止基本方針の内容やポイントを説明し、学校の取組への理解を促しております。また、道徳授業地区公開講座や家庭教育学級等を通じて保護者や地域の方々にいじめ防止の重要性を伝え、子どもへの関わり方を考える機会を設けるよう努めているところです。

さらに教育委員会は年に二回、いじめ防止対策連絡会を開催し、民生委員児童委員、青少年地区委員、P T A連合協議会会長、区内警察署、学校、児相や教育委員会など、区の関係部署が一堂に会し、それぞれの視点から予防と再発に向けた取組を協議、検討しております。こうした場で、区内のいじめの傾向や現状、課題を共有し、連携を図りながら対策を進めることを重視しております。加えて、次年度からは、新たな地域運営学校の仕組みを活用し、学校、家庭、地域、行政が一体となった支援の質をさらに高めていく考えです。

教育委員会として、子どもたちの安全と安心を守るため、未然防止と早期発見、いじめを受けた子どもの心のケア、いじめを行った子どもへの支援及び指導、子どもたちの人間関係の修復などを一体的に進めることができます。学校、家庭、地域、行政が一体となり、改善を重ねてまいります。

教育委員会からの御説明は以上です。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○桜井純子委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

それでは、本件に対する御意見と取扱いについて、各会派より併せてお願ひいたします。

○宍戸三郎委員 自由民主党は、継続でお願いいたします。

陳情者が求めている世田谷区内の小中学校において、いじめをなくすことに関してはもちろん大賛成です。その上で、陳情者が懸念されているいじめの認知件数が増えていることは、学校や教育委員会の取組により、今まで発覚されていなかつたいじめが顕在化してきているあかしでもあると考えます。早期発見、早期対応につながり、重大な事態に至らないケースも少なくないと思いますので、これまでの区の取組は十分に理解できるところです。

また、ホームページに認知件数を公開することの是非に関しては、いじめの認知件数が少ないとということは重大ないじめの案件を何件も見逃している可能性もあります。このような視点に立つと、認知件数が多いこと、イコール、単純にいじめが多い地域であるといった不正確な認識を与えかねないことから、公開については慎重に考えるべきです。

もう一点、数値目標の設定については、あくまでもゼロと考えます。

また、区においては、いじめ重大事態への対応における体制強化の検討を進めているところでもあります。

以上のことから、本陳情に対する扱いは継続でお願いいたします。

○中山みづほ委員 立憲民主党・無所属・愛世田谷区議団としては継続と考えています。

陳情者のいじめを防止したいという思いには、我々会派も強く賛同するところです。一方で、理事者の説明にあったとおり、件数が少ないことがよいとされているわけではなく、初期段階から認知することが重要であることから、目標設定についてはそぐわないと考えています。

いじめに関する条例制定に向けた検討の中で、数値の公表なども扱われるということなので、今後、継続的な議論に会派としてもしっかり関わり、進めていきたいと考えています。

以上で継続とします。

○岡本のぶ子委員 公明党世田谷区議団といたしまして、取扱いを継続とさせていただきます。

陳情者の方の陳情の内容の中に、いじめをなくすために国や自治体ができるることはほとんどないと、主役はあくまでも地域住民ということを言われているところなんですねけれども、やはり地域の中で子どもたちを見守っていただくということは大変重要であり、学校の教職員の方々にとっても地域との関わりは非常に喜ばしいことだと、力強いことだということは私たちも認識をしておりますが、ただ一方で、やはり学校は子どもたちがある意

味で集い、そこでいろいろなことを学ぶ場所でもありますので、もしそこでいじめというものの兆しがあるのであれば、そこでいじめをしている子、また、いじめを受けた子それぞれの声を教員の方がしっかりと受け止めながら、そして、いじめをなくすための人間関係の修復、そういうことも子どもたちが機会を得られることが非常に重要ではないかと考えております。

その上で、先ほど理事者の説明にもありましたように、学校における最重要課題ということをいじめについて捉えて、今、（仮称）世田谷区いじめ問題調査委員会等の設置に関する条例を来年の第二回定例会で区が上程するということも九月の本委員会でも私たちは報告を受けておりますので、その中でしっかりと教育委員会として各学校で未然防止、また軽微な段階で早期に認知できる体制の強化、そして早期発見から早期対応につなげる取組をさらに進めていくということを私たちもしっかりと注視しながら、また、今後その中で数値の公開の在り方も検討するということも教育委員会として考えていることもありますので、この件については継続して、私たちも見ていきたいと思っております。

○ひえしま 進委員 いじめを根絶するという陳情者の気持ちは共有するものですが、その解決の手段として認知件数を公開するなどの方法が有効であるかということは、会派でも意見が分かれるところであります。

いじめ根絶に向けてあらゆる角度から引き続き努力していく必要があることは論をまちませんが、本陳情については不採択とします。

○佐藤美樹委員 国民民主党・都民ファーストの会は、取扱いとしては継続でお願いいたします。

私たちもこのいじめのことは過去に会派の委員も質問をしてまいりまして、いじめをなくしたいという思いや、この陳情者の方のいじめをなくすためにというところの趣旨には大いに賛同をしているところです。

ですが、これまで御説明がありましたけれども、早期発見、早期対応するために、軽微なものであっても、小さな芽であっても、とにかく認知件数として挙げてほしいという区教委の発信が各学校現場に届いて、私も、その現場の先生たちが小さくともとにかく報告をするんだということを徹底されていることも重々承知をしています。

ですので、この件数を公開することも、その内容ですとか、その公開方法も慎重にしなければならないとも思いますし、また、その数字で減ったとか増えたという指標的な扱いが果たしていじめの実態を表すものになるかどうかというところも慎重に見ていかなければ

ばいけないと考えております。

これから区のほうで条例制定というところで議論がされていくと思いますので、そちらでも我々も注視をしながら、この問題に対して取り組んでまいりたいと思います。

○上川あや委員 レインボー世田谷としては、不採択でと考えています。

いじめをなくすべきだということは当然大いに賛同するところなんですけれども、目標は当然ゼロでなければなりませんし、認知件数というのは実数では全くありませんので、やっぱり表に出やすい構造がなくてはきちんとした手立てができない。そういった中で数値目標を定めて、各自治体でそれを比較対象にするみたいなことの競争の圧力になりかねないみたいなことというのは、ちょっと慎重に考えなければいけないのではないかなと思いますし、また、この陳情者の文中にあるいじめをなくすために国や自治体ができることはほとんどありませんと言いながら、自治体に求めてくるというこの構造にもちょっとどうなのかなと思いますし、こうした考え方にはちょっと賛同することができません。よって、不採択でと考えております。

○おぎのけんじ委員 世田谷刷新の会としては、不採択でお願いをいたします。

いじめの実態を把握して適切な対策を講じていくという観点からすれば、いじめの認知件数を教育委員会として把握しておくということは当然だと思います。今後またいじめに関する条例制定も視野に入れて議論を進めていくのであれば、我々議会としても実態に即したデータですとか今後の対策などについて十分な報告を受けた上でなければ建設的な議論を行うことはできませんので、こうした場では引き続き丁寧、かつ適切な情報提供をしていただきたいというふうに思っています。

一方で、本陳情において提案されておりますいじめをなくす上で最も重要なのは地域住民の努力であって、いじめの認知件数を公開して、数値目標を設定して、地域住民と共有し、その達成に向けて努力するという考え方につきましては論理の飛躍があるように感じています。そもそもいじめは本来一件たりとも許されないものであります、ゼロであることが唯一のあるべき姿だと思います。その性質上、一定の件数を目標として設定することは、結果としてゼロにならない限り、一定数のいじめを容認するかのような誤解も招きかねず、数値目標による管理にはなじまない課題であると考えます。

以上の理由から、本陳情につきましては、その問題意識は理解するものの、提案されている手法には賛同しかねますので、取扱いとしては不採択でお願いをいたします。

○桜井純子委員長 それでは、本件の取扱いについてお諮りしたいと思います。

本件につきましては、継続審査と不採択と意見が分かれておりますので、本日のところは継続審査とすることでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**桜井純子委員長** では、御異議がないようですので、令和七・一八号は継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で請願審査を終わります。

---

○**桜井純子委員長** 次に、2報告事項の聴取に入ります。

まず、③国登録有形文化財（建造物）の登録について、理事者の説明をお願いいたします。

○**平原生涯学習課長** それでは、国登録有形文化財（建造物）の登録について御報告いたします。

1の主旨を御参照ください。十一月二十一日に開催された国の文化審議会文化財分科会におきまして、成城四丁目にございます樺尾俊雄発明記念館（旧樺尾家住宅主屋）について、国の文化財登録原簿に登録するよう答申がありましたので、御報告するものです。今後、官報告示をもって正式に登録となります。今回の登録により、区内において文化財登録原簿に登録されている建造物は合計で二十九件となります。

2、登録される建造物の概要につきましては、記載のとおりでございます。

二ページに写真と案内図を掲載しておりますので、適宜御参照ください。

本件建造物は、昭和四十七年、カシオ計算機株式会社の創業者の一人である発明家、樺尾俊雄の居宅として国分寺崖線の上に建築されました。構造は鉄骨鉄筋コンクリート造、二階建て、建築面積は二百六十五平米でございます。設計は、国士館大学教授であった滝沢健児です。屋根は銅板葺で、凸状に湾曲させ起り付けとし、先端を正面、背面とも大きく張り出す軽快な意匠が特徴です。屋根に独自の作風を示す滝沢の秀作と言えます。現在は樺尾俊雄発明記念館として、予約制により一般公開されています。また、主屋南側の庭園は成城四丁目発明の杜市民緑地として通年公開されています。

御報告は以上でございます。

○**桜井純子委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**上川あや委員** 国登録有形文化財がまたちょっと区内で増えるという見通しというのはうれしいお話だなと思っています。

国登録有形文化財の申請は所有者が直接行うもので、区市町村が申請する主体ではないというふうに理解をしています。他方で、実際のところは区市町村の教育委員会がその申請に関わる形で、サポートする形でこの手続が進んでいくとも理解をしているんですが、本件ですと区教委がこれをサポートしたというような経過はあるのでしょうか。

○平原生涯学習課長 今回も建物の所有者からの登録の申出を受けまして、区が事前確認を行っております。それで登録に値する場合は都を通じて文化庁に意見書を提出し、文化審議会文化財分科会への諮問、答申を経まして、文部科学大臣が告示することで登録という流れになります。世田谷区の場合は、国への提出資料につきまして、所有者の負担で作成をしていただいているところです。

○上川あや委員 御答弁ありがとうございます。

あと、民間の家屋等が国の登録有形文化財になったときに、例えば区教委のホームページですと、S家住宅とかT家住宅とか、イニシャルを付して住所の詳細も書かないみたいなことをしていることが多いというふうに理解をしていて、他方で、三宿にある萩原邸ですか、あそこは地域風景資産の区長部局のホームページでは、写真も、住所も、名称も全部公開している一方で、区教委のほうではS家住宅となっていて、公開と非公開が分かれていますか、対応にちょっとばらつきがあるんだなと思って見ていましたんすけれども、今回のケースですと、記念館として申込者には公開しているということなので、この登録されたこと自体は、公開情報として区でも発信していくことになるんでしょうか。

○平原生涯学習課長 その流れで、公開の形で進めさせていただこうと思っておりますけれども、一応、所有者のほうには確認を取った上で進めさせていただきたいと考えております。

○上川あや委員 あと、最後に参考までに聞かせてください。ほかにも同様に、区の登録有形文化財に認められたいという所有者の御意思に基づいて区がサポートしている案件というのは複数あると考えてよろしいんでしょうか。

○平原生涯学習課長 まだ明確にこれだというところは出でていないんですけども、まず今回の国登録有形文化財というのは原則築五十年を経たものが対象となりますので、相談があった場合には逐次御相談させていただこうと考えております。

○上川あや委員 この町にとっても、多くの地域住民にとっても風景の一部、個人宅であってもそれを大切にする思いというのは町の中にかなりあるんじゃないのかなと思っているので、この制度は税の恩典とかもありますよね。より広く知られて、活用されて、町

の人们に喜ばれるような取組になると思うので、積極的なお手伝いの発信とサポートをお願いいたします。

○ひえしま 進委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、国登録有形文化財になると、今後この建物の維持費とか、補修が生じたときとかの費用というのは国が全て持ってくれるという理解でよろしいですかね。

○平原生涯学習課長 まず、保存、修理に関わる設計監理費につきまして、二分の一を上限として補助金が国から支給される形となります。また、相続税の関係なんですが、それとも、そちらは建物及び敷地に関わる相続税の評価額が十分の三控除されることになります。登録するメリットとしては、そちらの大きく二点になります。

---

○桜井純子委員長 次に、③世田谷区立梅丘図書館の新館開館日等の概要について、理事者の説明をお願いします。

○野上中央図書館長 それでは、世田谷区立梅丘図書館の新館開館日等の概要について御報告いたします。

1の主旨になります。現在、改築工事により仮事務所で一部業務を行っております梅丘図書館につきまして、今後の開館日などの概要を御報告するものでございます。

2の施設の概要になりますが、まず③建物概要につきまして、改築前は地上二階建てでございましたが、新館では地上三階建てとなっております。

次に、③主な諸室等につきまして、一階はカフェテラスつきのカフェエリアや創作活動ができるワークショッフルーム、二階はウェブ予約可能な閲覧席や中高生世代が居場所として利用できるティーンズエリア、三階は羽根木公園とつながるブリッジやおはなしのへやといった地域の自然を生かしつつ、交流や学びにもつながる空間づくりにより、これまでになかった特徴的な機能を備えております。

次に、③開館時間等につきましては記載のとおりでございますが、③運営体制につきましては、指定管理者制度による運営となります。

続きまして、二ページを御覧ください。3開館日等の御案内となります。③開館日時は令和八年二月八日の日曜日、正午からを予定しております。また、正午の開館に先立ちまして、関係者の方をお招きした内覧会及びオープン式典を実施する予定です。本委員の皆様にもポスティング等を通じて、別途、御案内を差し上げたいと考えております。

次に、③その他ですが、開館日には梅まつりの開催に合わせ再利用図書の頒布会を実

施する予定です。また、開館後の状況に応じまして、資料に記載の様々な開館記念イベントを実施していく予定でございます。

4の周知方法になりますが、「区のおしらせ」やホームページなど記載の方法により行いますが、三ページにはポスターのイメージもおつけしておりますので、恐れ入りますが、後ほど御覧いただければと存じます。

最後に、5の今後のスケジュールにつきまして、一月二十六日には現在の仮事務所を閉鎖いたしまして、システム等の移転作業の後、二月八日の開館を予定しております。

私からの説明は以上でございます。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○上川あや委員 梅丘図書館の開館がいよいよということで、建築そのものが何度も順延されて、ようやくたどり着くということに感慨を覚えます。

梅丘図書館、かつてのものは、公園の敷地内にある施設でありながら、公園との間に直接行き来ができないで、一旦公道に出てからまた公園に入る、図書館に入ると、公道を介さなければいけない構造はやっぱりおかしいと思うし、起伏のある羽根木公園の上部に上がるため、車椅子を長いスロープをずっと押していって、やっと梅が植わっている辺りに行くみたいなことのショートカットの安全なコースにもなるので、エレベーターを設置して、上部からつなげられるようにと議会でも提案をさせていただきましたし、それが実現されるのはうれしいんですが、一点確認したいのは、例えば開館の時間というのは朝九時からですよね。それが開館になるまでの例えば朝六時とか、七時とか、八時とか、公園の上部に上がりたいからエレベーターだけ利用したいみたいなこと、あるいは図書館の休館日もエレベーターを利用して、公園の上部と下の公道との間を行き来したいみたいな利用は区分されていて、できるということなんでしょうか。

○野上中央図書館長 そういうエレベーター利用につきましては、まさにそういった御指摘も踏まえまして、この間検討してまいりまして、指定管理事業者との話し合いの中でも、保安上の問題から完全に常時閉館中開放していくのは難しいかなとは思っておるんですけども、今考えておりますのは、少なくとも朝の時間帯、おおむね七時から開館までの九時を想定しておるんですが、その時間につきましては図書館内に入らない形でエレベーターを利用できるような体制を考えております。

○上川あや委員 妥当な判断だと思います。もちろん、施設の管理の面できちんとしていただかなければならぬ、安全を確保しなければいけないということは当然のことだとは

思いますけれども、せっかくできた施設であり、ユニバーサルデザインにも資するハードウェアになり得ますので、そのあたりは十分配慮を持って対応いただければと思っています。

○宍戸三郎委員 情報提供なんですけれども、これは確実ではないんですけれども、地域の人から聞いたんですけども、たしか二月七日土曜日に「アド街ック天国」で梅まつりを取り上げるというようなことを聞いてるので、これは八日ですよね。やっぱりその辺のところを頭に入れておかないと、テレビでやるとかなりの人が来ると思うので、その辺のところは十分理解した上で体制を整えていただきたいなと思います。

○野上中央図書館長 実はその点もこちらのほうにも御相談は受けておりまして、恐らく放送される想定でということはもちろん聞いておるんですけども、確かにまさにその次の日になりますので、かなり混雑も想定されます。内覧式から式典にかけてというところで、その辺もこちらも人を配置して混乱のないようにしたいと思っております。ありがとうございます。

---

○桜井純子委員長 次に、<sup>②</sup>令和七年度全国学力・学習状況調査の結果について、理事者の説明をお願いします。

○柄澤事業推進担当課長 今年度四月に実施いたしました全国学力・学習状況調査について、九月に速報値を報告させていただいたところですが、このたび結果を分析いたしましたので、報告いたします。

1 主旨については、記載のとおりでございます。

2 調査結果については、資料右上二から一六ページの別紙、令和七年度全国学力・学習状況調査の結果分析報告書のとおりでございます。

3 結果の概要についてです。<sup>③</sup>教科に関しては、小学校国語、算数、理科、中学校国語、数学、理科のいずれの教科も、区平均正答率、スコアは都、国を上回っており、良好であると言えます。

<sup>②</sup>質問紙に関しては、キャリア教育、せたがや探究的な学び、非認知能力の視点から、児童生徒が主体的に学びに向かう肯定的な回答の割合が上昇している傾向が読み取れます。

<sup>③</sup>教科の結果と質問紙のクロス集計結果からは、肯定的な回答をした児童生徒ほど教科の平均正答率が高くなる傾向が見られ、非認知能力と認知能力については相関関係があ

ると言えます。

4 今後の取組みについてでございます。③教育委員会は、本報告書を各学校へ示し、自校の児童生徒の状況と比較し、今後の指導方法の改善、充実に生かすよう指導してまいります。④幼稚園、こども園、小学校、中学校それぞれの校園種において、幼児期からの学びの連続性による非認知能力を育成することで認知能力が向上するとの仮説を引き続き検証してまいります。

5 スケジュールでございますが、令和七年十二月に本報告書を各学校に送付いたします。

報告は以上となります。

○桜井純子委員長 ただいまの報告に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○中山みづほ委員 3 結果の概要の④で非認知能力と認知能力についての相関関係があるといえるということが今回分析でされて、具体的に後ろのページのどこでというのが何かあれば教えていただきたいんですけども。

○柄澤事業推進担当課長 教科の結果と質問紙のクロス集計については、右上一四ページ以降に示しております。非認知能力と思われる質問紙を幾つか取り上げておりますが、それの回答、あてはまる、どちらかといえばあてはまる、どちらかといえばあてはまらない、あてはまらない、この四つの回答ごとに教科の平均正答率を出しております。

例えば一四ページの④「自分には、よいところがあると思いますか」、この質問についてですが、ここについては、やはりグラフを見ていただくと分かるとおり、自己肯定感が高い、そのような回答をした子どもほど平均正答率がよいという傾向が出ております。この傾向はほかの質問にもおおむね言えておりまして、この傾向が読み取れる。ですから、非認知能力が学習する認知能力の土台となっているということの関係性がここから読み取れる、そのように分析しております。

○中山みづほ委員 分かりました。ありがとうございます。ということは、最初のページに戻るんですけども、4 今後の取組み、④で非認知能力を育成することで認知能力が向上するとの仮説を引き続き検証とあるんですが、検証以外に実践としてやっていくという何かはあるんでしょうか。

○柄澤事業推進担当課長 令和七年度より研究指定校の研究、小学校、中学校、幼稚園それぞれ研究をしておりますけれども、その研究指定校に非認知能力に関する研究指定をしております。そのようなことを今年度から始めておりまして、非認知能力の育成という

ところに視点を当てて、それで学校、幼稚園の運営をしていく。そうしますと、子どもたちの力が伸びてくるのではないかというような研究を今しているところです。

○佐藤美樹委員 これは毎回、各学校に向けてこういうふうな結果が出て、平均よりも世田谷区のものがどうありましたというようなフィードバックを先生方にされるものだというふうに認識をしているんですけれども、子どもたちに向けてはこの内容を何かフィードバックというのはされるんでしょうか。

○柄澤事業推進担当課長 まず、この調査は四月に行っておりますが、七月に子どもたちに個票が返されております。子どもたちは一人一人、中学校三年生と小学校六年生ですが、自分自身の学習について、そこについての結果が出てきますので、これは通常の教科の学習と関連していきますけれども、自分自身の状況も把握し、そして、今後の学習に生かしていくということで子どもたちにフィードバックをしておるところです。

○佐藤美樹委員 個票はうちの子ももらってきてるので存じているんですけども、そうじやなくて、これを受けて学校としてどういう取組をしていこうと考えているとか、今これを受けて学校の先生たちが考えていらっしゃることのフィードバックというか、共有というんですか、そういうものが何かあるのかなと。個票は知っています。頂いています。そういうものがあるのかなというところをお聞きしたかった次第です。

○柄澤事業推進担当課長 そのところの取組については各学校ごとの取組となります。学校によっては、自分の学校の状況というのを学校評価、また、それぞれの保護者会等で説明をしながら、自校の授業改善、また取組についての説明の資料、また、理解を深めていく、地域への説明の資料として活用していると承知しております。

○岡本のぶ子委員 一六ページの調査結果のポイントの一番目のところで、三のふだんの生活の中で幸せな気持ちを感じているかどうかということに対して、ここで全くないは、小学校は〇・四%、中学校は〇・六%ということを捉えながら、そういうお子さんは正答率が低いと、そういう捉え方は、ここでは読み取れますけれども、幸せな気持ちが全くないというお子さんを例えば学校の中で把握できているのかとか、また、これはあくまでも学力調査の中の話だと思うんですけども、むしろどこの生活が幸せな気持ちになれないのか、せめて学校だけでも幸せな気持ちになれるようにしていくことも、いろいろな家庭環境がありますので、その子が抱えている課題、そこに目を向けていくような関わり方が大事なのかなと思っていますけれども、そういう生かし方にこの調査結果を活用されるのかどうか、いかがでしょうか。

○柄澤事業推進担当課長 委員御指摘のとおり、まさにそこが各学校での分析でございます。各学校は、より詳細な自分の学年についてのデータがありますので、この数字がよりリアルに各学校で分析されているものと思っております。

そこが本当に大切なところだと思っていますので、確かに数としては少ない数ではあるんですが、その学年で何名ぐらいのお子さんが幸せと感じていない、特に強く感じていないというのはやはり分かるところですので、そこに対する取組というのを各学校、幼稚園のほうでやっていただきたい。また、そのような指導を教育委員会のほうで、やはりこういうところに目を向けてこれから学校経営の、また教育活動の改善に生かしていただきたい、そういうところでの資料とさせていただいております。

○岡本のぶ子委員 先ほどの陳情のときも、いじめの認知件数の話もありましたけれども、やはりその感度、先生方の感度を研ぎ澄ましていただきながら、そういうちょっと寂しいなという思いをしているお子さんについてはしっかりと先生方が関わっていただきながらサポートしていただきたいと思っております。要望です。

○中山みづほ委員 もう一点、この分析というのは誰がされているんですか。

○柄澤事業推進担当課長 教育委員会の事業推進担当課、指導主事、また教育支援嘱託員が中心となり、この分析を行っております。

○中山みづほ委員 そうしますと、非認知能力というのは概念がすごく難しいと思うんですけども、そこに専門家は入っていないんですか。

○柄澤事業推進担当課長 この分析自体は、このデータを基にクロス集計をしているものでございますが、今、非認知能力の研究を今年度から始めていますが、これをまさに国士館大学に協力をいただきて、それで研究を進めていきたいというふうに考えております。

○中山みづほ委員 分析自体もやはり専門家の目が必要かなと思っていて、というのは一三ページの今の調査結果のポイントの一番下の総括のところの二行目で「『否定的な意識を強く持つと、平均正答率が低くなる傾向』を読み取ることができ」と結構明確に言っているんですけども、逆もあるかなと思っていて、なかなか勉強はついていけないから自己肯定感が下がる場合もありますし、非認知能力というのはそもそもそういう視点だけじゃないと思うんですよね。

うまく言えないんですが、こんな明快に簡単に答えが出るものではないというふうに思うので、もし検討をしていただけるのであれば、この分析結果を得て、今後、非認知を理解しているいわゆる教育の専門家にも見ていただくことを御提案したいんですが、いかが

でしょうか。

○柄澤事業推進担当課長 ありがとうございます。このデータ、全国学力・学習状況調査は、様々な研究、また教育施策を推進していくための基礎的な資料となると思っております。

今後の分析についてもまた検討しながら、非認知能力の研究についても進めているところでございますので、様々活用をしていきたいと思っておりますし、また、その分析の仕方についても、まだこれでという固まったものではございませんので、進めて検討していきたいと思っております。

○宇都宮教育総合センター長 ただいま御指摘いただいた内容につきまして、まず最初のどういうふうに学校が生かしていくかというお話ですけれども、この結果を見て、これはあくまで六年生と中学校三年生の結果だけですので、ほかの子どもたちの調査もしていかなきやいけないだろう、経年で見ていかなきやいけないだろうということで、そこの非認知についての調査項目については国士館のほうで分析をしていただいて、提案をしていただくような形を今取っています。

この一年かけて幼稚園、小学校、中学校、こども園を回っていただいて、学年の発達段階によって、例えば幼稚園、こども園ですとアンケート調査はできませんから、先生たちにどういう見取りの視点を持って回ってもらうか、子どもたちを見取るかというようなこと、低学年ももちろんそうですけれども、そういった形で今つくり始めていますので、それで経年の子どもたちがどういうふうな生活環境でいるのか、どんな心情でいるのかということを継続的に調査をかけていきたいというふうに思っています。それぞれの先ほど岡本委員のほうからお話があった内容につきましては、個別案件になりますので、それはふだんの生活指導の中で子どもたちの様子を見ているところを先生方がいかに読み取っていくかということが必要かなと思います。

それから最後に、中山委員から御指摘のありました件につきましては、実は欄外のところに書かせていただいているんですけれども、この質問紙調査の回答を基にしたものはあくまで一面的なものでありますので、非認知能力は複雑ですから、今後とも経年の変化を見ながら調査をしていきたいというふうなつもりでいますので、御理解いただければと思います。

---

○桜井純子委員長 次に、⑤その他ですけれども、何か報告事項はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**桜井純子委員長** なければ、以上で報告事項を終わります。

---

○**桜井純子委員長** 次に、3資料配付ですが、レジュメに記載のとおりとなりますので、後ほど御覧ください。

---

○**桜井純子委員長** 次に、4協議事項に入ります。

○**桜井純子委員長** 次回委員会の開催についてですが、年間予定である二月三日火曜日午前十時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**桜井純子委員長** それでは、次回の委員会は二月三日火曜日午前十時から開催予定いたします。

以上で協議事項を終わります。

---

○**桜井純子委員長** そのほか、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**桜井純子委員長** なければ、以上で本日の文教常任委員会を散会いたします。

午前十時四十七分散会

---